平成２６年（フ）第４７８号
埼玉県越谷市大字大房1150番地９、旧住所埼玉県春日部市大畑859番地７
破産者　氏原　宏之
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５号
静岡県沼津市東椎路84番地の１　宮代マンション103号、開始決定時の住所静岡県沼津市高島町11番10号
破産者　木村　高康
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
静岡県熱海市下多賀723番地の25
破産者　島田　真澄
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
静岡県駿東郡清水町徳倉1201番地の１
破産者　伊藤　正典
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３５４号
静岡県沼津市今沢169番地　ＰＯＴＯＨＵＳＵｅ302号、前住所静岡県沼津市上土町100番地の１　ナティ沼津705
破産者　湯山　和夫
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９６２号
京都市中京区西ノ京北壺井町13番地
破産者　森　　長俊
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３４３２号
大阪市平野区西脇４丁目１番50号メゾン福竹103
破産者　重村　　一
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７５１号
佐賀市川副町大字南里1293―１、住民票上の住所福岡市早良区室見１丁目12番１号
破産者　富永　雅洋
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７３号
鹿児島県薩摩川内市平佐町4927番地２、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町2009番地５
破産者　下川　裕子
１　決定年月日　平成27年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
北海道帯広市西17条南１丁目14番27号　佐藤マンション205、住民票上の住所福島県相馬市粟津字庭タリ前１番地の17　スリーエム４―101
破産者　小宮　大樹
１　決定年月日　平成27年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第１８３３号
横浜市南区六ツ川１丁目332番地　足立ビル305
破産者　山田　賢蔵
１　決定年月日　平成27年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３８号
新潟県小千谷市片貝町10202番地１
破産者　南雲　　覚
１　決定年月日　平成27年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
新潟県見附市下鳥町47番地
破産者　小林　　勝
１　決定年月日　平成27年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
山梨県甲府市和戸町1148番地３、開始決定時の住所山梨県甲府市里吉１丁目８番16号
破産者　杉田　　久
１　決定年月日　平成27年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
長野県松本市梓川倭1665番地11
破産者　太伸工業こと　岩井　裕一（旧姓平林）
１　決定年月日　平成27年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３２３号
静岡市清水区小島町994番地の15、旧住所静岡市清水区向田町９番28号
破産者　大瀧　睦弘
１　決定年月日　平成27年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４５号
愛知県江南市松竹町米野18番地　県営松竹住宅11棟318号
破産者　加藤　正光
１　決定年月日　平成27年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３０２０号
大阪市東淀川区豊里７丁目23番23号　スカイハイツ303号、申立時の住所大阪市東淀川区北江口３丁目１番17―402号
破産者　呑喜帆亭こと　井之口俊哉
１　決定年月日　平成27年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０号
愛媛県四国中央市豊岡町大町2540番地の73
破産者　加地　一史
１　決定年月日　平成27年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部